

随意契約理由書

(件名) 光陽台第一配水池ポンプ設備更新工事

本件は、競争入札に付しても入札者が無く、再度の入札に付しても入札者が無かった。また、再度の入札に際して入札辞退されたが、エントリーした業者と地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号の規定により随意契約の調整を行っていたが、それも不調となった。

このため、近年、阪南水道センター若しくは阪南市において施工実績のある者に受注の意向を確認したところ、株式会社第一テクノ関西支店1者のみ対応可能であるとの回答を得た。

よって、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号の規定により、同者と随意契約を行うものである。

比較見積り省略理由

上記の理由から大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用第13条関係第1項第9号の規定により、比較見積りを省略する。